

第37回三朝町農業委員会総会議事録

1 開催年月日	平成29年5月10日（水） 16時開会																													
2 開催場所	三朝町役場 第4会議室																													
3 出席委員 (11名)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>会長 山本雅之</td><td>出</td><td>職代 吉田定夫</td><td>出</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>1番 山本 満</td><td>出</td><td>5番 相見正二</td><td>欠</td><td>6番 布廣俊晴</td><td>出</td></tr> <tr> <td>7番 谷川博恒</td><td>出</td><td>8番 馬野善則</td><td>出</td><td>9番 早栗永人</td><td>出</td></tr> <tr> <td>10番 米原健二</td><td>出</td><td>11番 松原利志</td><td>出</td><td>12番 岩田孝夫</td><td>出</td></tr> </table>						会長 山本雅之	出	職代 吉田定夫	出			1番 山本 満	出	5番 相見正二	欠	6番 布廣俊晴	出	7番 谷川博恒	出	8番 馬野善則	出	9番 早栗永人	出	10番 米原健二	出	11番 松原利志	出	12番 岩田孝夫	出
会長 山本雅之	出	職代 吉田定夫	出																											
1番 山本 満	出	5番 相見正二	欠	6番 布廣俊晴	出																									
7番 谷川博恒	出	8番 馬野善則	出	9番 早栗永人	出																									
10番 米原健二	出	11番 松原利志	出	12番 岩田孝夫	出																									
	以上 10人																													
4 欠席委員	5番 相見 正二委員																													
5 農業委員会 事務局職員	事務局長 大村哲也 事務局員 澤 由作 臨時職員 樋口幸子																													
6 議事録署名 委員	1番 山本 満 3番 吉田 定夫																													
7 議事内容等	(1) 議案第113号 農業委員会の適切な事務実施に関する件について (2) 議案第114号 地籍調査に伴う地目変更について (3) 議案第115号 農地法第5条の規定による申請書について																													
8 報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について																													
9 その他	(1) 6月農業委員会総会の日程について (2) その他																													
10 閉会	16時50分																													

1 開会

『事務局長』

定刻になりましたので、ただ今から、第37回三朝町農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、委員の退任について説明させていただきます。矢吹委員におかれましては、平成26年7月20日からJA鳥取中央農業協同組合からの理事推薦として三朝町農業委員会委員の任に就いていただいておりましたが、今年4月25日に開催されましたJA鳥取中央の総代会により理事を退かれることになりました。このため理事としての推薦根拠が無くなりましたので、農業委員会等に関する法律第15条第5項の規定に基づき委員としての職を失うこととなりましたので報告させていただきます。

山本会長よりごあいさつをお願いいたします。

2 会長あいさつ

農繁期になりました。委員の皆さんもとより、農作業事故に注意していただきますようお願いします。

3 総会成立宣言

『事務局長』

本日の出席委員は11名中9名が出席（うち在任する選挙による委員10名のうち出席数は8名で過半数以上）されており、定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第3条の規定により総会は成立することを報告します。

それでは、三朝町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長にお願いいたします。

4 議事録署名委員の指名

『議長』

日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。

三朝町農業委員会会議規則第27条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしとのことでございますので、1番 山本 満委員と3番 吉田定夫委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。なお、書記は事務局でお願いします。

5 議事

『議長』

これより、第5の議事に入ります。

議案第113号「農業委員会の適正な事務実施に関する件について」を、議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

『事務局』

議案第113について説明します。農業委員会の適正な事務実施に関する件について

「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付20経営第5791号経営局長通知）に基づき、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）並びに「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）を別紙のとおり作成しましたので、地域の農業者等から意見及び要望等を募集するために公表してよいか本委員会の決議を求める。（議案書説明）

なお、本件議決後は、別紙（案）を町ホームページ上で30日以上公表することとしています。以上です。

『議長』

事務局の説明は終わりました。何か質問等がありましたらお願ひします。

【質問】

議長：11頁の総農家戸数と農業就業者数は農林業センサスの数値ということだが、農業者数が農家数に比べて少ないのはなぜか？

事務局長：数値の基準について確認します。

Q 農家数（戸）と農業者数（人）について

農家数（戸）	総農家数=販売農家数+自給的農家数
販売農家数	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう
自給的農家数	経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家をいう

農業者数（人）	年齢別農業就業人口の男女計
年齢別農業就業人口	15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多いものをいう

《議長》

その他、何か質問等がありましたらお願ひします。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第113号について、承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第113号は承認されました。

《議長》

議案第114号「地籍調査事業に係る地目変更について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

地籍調査事業に伴い現況の地目に変更したい旨の協議が三朝町長からありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、本委員会の意見を求める。

4月26日に農地班により現地確認を行っていただきました。

なお、農地から非農地への変更については「非農地証明の取り扱いについて（平成5年4月16日付け鳥取県農林水産部長通知）」、非農地から農地への変更については農地法第2条の規定に定める「農地」の定義に基づいて本委員会が独自に定めている「非農地の農地認定に関する指導要綱」にそれぞれ基づき、地目変更の可否等の判断を行いました。

また、農地のうち、田から畑への変更などについては、「水路が使用不可能か」など現場の状況により判断を行いました。

調査の結果は、別紙のとおりで、うち地目変更を承認できないと判断されたもの等は次のとおりです。

《資料説明》

（現地確認の結果）

《議長》

これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

【質問】

7番委員：宅地から農地への地目変更を認める基準はあるか？

事務局長：町農業委員会が内規で定めた基準を説明。

《議長》

その他、何か質問等がありましたらお願ひします。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第114号について承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第114号は承認されました。

《議長》

議案第115号「農地法第5条の規定に関する件について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第115号について説明します。農地法第5条に関する件について。

農地法第5条第1項の規定による農地転用を伴う所有権移転等について、同法同条第3項の規定により許可申請書が提出されたので、本件に関し本委員会の意見を求める。

(議案書朗読)

申請内容について、農地法第5条並びに同法施行令、同法施行規則等の規定に基づき精査しましたところ、別紙審査表のとおりでした。

なお、本件につきましては住宅の建設を前提とした宅地転用のため、住宅の建設が可能かどうかが審査の基準の一つでしたが、隣接する同の幅員が4.0m未満であったことから申請人に建築基準法に基づく建築許可が可能かどうかの書面を求ることとしております。

本件につきましては、申請者から手続きを急いでほしい旨の申出がありましたので、建築許可が可能であることを前提としての議案とさせていただいたおり、仮に許可を得ることができない場合には申請そのものを取り下げるることになることを前提としての議案とさせていただきます。

(審査表説明)

以上のとおり、本件は許可基準等を満たしていると判断されます。

(現地確認の結果：米原、岩田)

特に問題なし。

《議長》

これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第115号について承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第115号は承認されました。

『事務局』

農地法第3条の3第1項の規定による届出が3件ありましたのでご報告します。

【資料をもとに報告】

『議長』

事務局、そのほかございますか。

『事務局長』

ございません。

7 その他

『議長』

第7のその他に入ります。

(1) 6月農業委員会総会の日程についてお諮りします。いかがでしょうか。

【協議の結果】

6月8日(木)午後3時の開会に決定いたします。

議案の状況によっては、午後4時の開会とします。

(2) その他

農業委員積立金の清算見込みについて、資料に基づき事務局が説明した。

『議長』

その他何かございますか。

【「なし」の声あり】

以上で第7のその他を終わります。

『議長』

全般を通して、何かございませんか。

【「なし」の声あり】

それでは、以上で本日の議案の審議、報告事項等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第37回三朝町農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年5月10日

議長

議事録署名委員

1番

3番